

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計画（2017－2021）

大 阪 府

ごあいさつ

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、配偶者等からの暴力による被害者は多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担や経済力の格差など社会的・構造的な問題があると言われており、配偶者等からの暴力は男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

大阪府では、平成17年11月に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以降、2回にわたる見直しを重ねながら、取組を進めてまいりました。しかしながら、大阪府内における配偶者等からの暴力に関する相談件数はここ数年、増加傾向にあり、また、デートDVをはじめ、子どもへの影響など新たな課題も指摘されているところです。

このため、配偶者等からの暴力を取り巻く状況や今日的課題、昨年3月に策定した「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」なども踏まえ、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」を策定しました。策定にあたっては、現時点で大きな法令改正等は予定されていないことから前計画の大枠は継承しながら各施策を充実・強化させていくことを基本としました。今後、このプランに基づき取組を進めてまいります。

最後になりましたが、プラン策定にあたり、大阪府男女共同参画審議会では委員の皆さまに熱心にご議論をいただき、また、府民の皆さまからも多くのご意見・ご提言を頂戴しました。皆さまのご協力に心からお礼申し上げますとともに、今後もより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29（2017）年3月

大阪府知事 松井 一郎

目 次

第1 基本的な考え方	
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の目標	2
4 施策体系	2
5 施策の実施に関する基本的な考え方	2
6 計画の期間	3
7 推進体制	3
第2 配偶者等からの暴力をめぐる現状	
1 府の取組の経過	4
2 府における配偶者等からの暴力の状況	4
第3 施策体系	8
第4 施策の基本方針	
1 配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成	
（1）配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	9
2 安心して相談できる体制の充実	
（1）府支援センター・警察における相談体制	11
（2）市町村における相談体制	11
（3）被害者の状況に配慮した相談機能の充実	12
3 緊急かつ安全な保護の実施	
（1）一時保護に係る体制の充実	15
（2）保護命令への対応	16
4 自立への支援の充実	
（1）継続的な自立支援の実施	17
5 関係機関、団体等との連携の促進等	
（1）関係機関による連携体制の強化	20
（2）市町村基本計画の策定と市町村支援	20
（3）民間団体との連携	21
（4）苦情への適切な対応	21
（5）調査研究の推進等	21
数値目標	23
参考資料	25

※計画本文中、^(*)の付いた用語については、参考資料（25 頁から 27 頁）に解説を掲載しています。

第1 基本的な考え方

1 策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

配偶者等からの暴力は家庭内や交際関係の中で行われることが多いため、外部からその発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担^(*)や経済力の格差等社会的・構造的な問題があると言われており、配偶者等からの暴力は男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、平成 17 年 11 月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進してきました。

平成 19 年の配偶者暴力防止法の一部改正等を踏まえ、平成 21 年 5 月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」を策定し、府内市町村における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上等支援体制の強化を新たに盛り込み、平成 24 年 3 月には、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」を策定し、取組を推進してきました。

今般、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」の計画期間が満了することから、大阪府男女共同参画審議会答申（平成 28 年 9 月 16 日）等を踏まえ、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」を策定しました。

今後、この新たな計画に基づき、諸施策を推進することにより、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進してまいります。

<配偶者等からの暴力>

配偶者暴力防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

加えて、昨今、若年者を中心に交際相手からの暴力も深刻な状況であることから、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（本計画では「デートDV」といいます。）に関する取組等も対象として含む場合があり、計画名を「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」としています。

なお、「配偶者等からの暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力のみならず、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。（ただし、保護命令の申立ては、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象となります。）

2 計画の位置づけ

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき大阪府が策定する配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

また、大阪府男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づく「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」の施策の基本方針「2 健やかに安心して暮らせる社会づくり」の「(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶」に位置づけられた具体的取組と整合性を有するものです。

3 計画の目標

配偶者等からの暴力を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会をめざします。

また、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざします。

4 施策体系

この計画では、次の5つの柱立てに沿い、12の基本方針のもと、具体的取組を進めます。

- ①配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成
- ②安心して相談できる体制の充実
- ③緊急かつ安全な保護の実施
- ④自立への支援の充実
- ⑤関係機関、団体等との連携の促進等

5 施策の実施に関する基本的な考え方

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を総合的に推進するためには、府と市町村をはじめとする関係機関等が共通認識を持ち、相互に連携し、適切に対応することが重要です。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「国の基本的な方針」という。）を踏まえ、府と市町村の役割や相互協力のあり方について、次のような認識のもと、施策を推進します。

（1）府の役割

府においては、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等にかかる専門的・広域的な施策の推進を図ります。専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行うことにより、市町村における基本計画の策定、相談・自立支援などの被害者支援の取組が円滑に進むよう支援します。

また、関係機関、民間団体とのネットワークの形成を図り、府内全体の施策推進体制の強化に努めます。府配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター及び各子ども家庭センター）^(*)では、配偶者等からの暴力の被害者に各種の支援を行います。

女性相談センターでは一時保護^(*)を適切に実施し、相談から自立支援までを一貫して対応するとともに、府配偶者暴力相談支援センターの中核機関として、自立支援に取り組む市町村を支援します。

(2) 市町村の役割

市町村は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を、地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していくうえで、極めて重要な役割を有しており、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について積極的な取組が求められています。

このことから、市町村においては、身近な相談の実施、女性相談センターの一時保護開始までの間等の避難場所の確保や一時保護施設までの同行支援など緊急時における安全の確保のほか、一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関との連絡調整等を行い、それぞれの状況に応じた継続的な自立支援を行うよう体制の整備を行うことが望まれます。

6 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

ただし、国の基本的な方針が見直された場合や、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ、見直しを行います。

7 推進体制

この計画を総合的に推進するために、大阪府「女性に対する暴力」対策会議などを活用し、関係機関の連携を進めます。また、計画に掲げた施策の具体的取組毎に、毎年事業の実施状況を公表します。

また、現状や課題、施策の到達点を分かりやすく示すため、数値目標を設定するとともに、毎年状況を公表します。

第2 配偶者等からの暴力をめぐる現状

1 府の取組の経過

府では、「女性に対する暴力」が緊急かつ重大な社会問題であり広範な対応が必要なことを踏まえ、平成12年9月、府、警察本部及び女性相談センターなどの関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置するとともに、女性に対する暴力の防止に関する周知啓発を行ってきました。

平成13年4月に配偶者暴力防止法が成立したことを踏まえ、平成14年4月、女性相談センターを中核として、府内の子ども家庭センターに府配偶者暴力相談支援センター（以下「府支援センター」という。）を設置し、相談など被害者支援を行ってきたところです。（平成29年3月現在、府支援センターは7か所あります。）

平成17年11月には、配偶者暴力防止法及び国の基本的な方針を踏まえて、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、さらには、平成21年5月に、配偶者暴力防止法の改正及び国の基本的な方針の改正を踏まえ、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定版を策定し、配偶者等からの暴力を許さない、そして安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて取り組んできました。

また、平成14年4月施行の「大阪府男女共同参画推進条例」において、配偶者に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの禁止を明記するとともに、暴力を防止するための取組と被害者への支援を行う旨規定しています。

平成13年7月に策定した「おおさか男女共同参画プラン」では、施策の基本的方向の一つとして「女性に対する暴力の根絶」を掲げており、平成28年3月に改定した「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本方針の一つとして位置付けています。

2 府における配偶者等からの暴力の状況

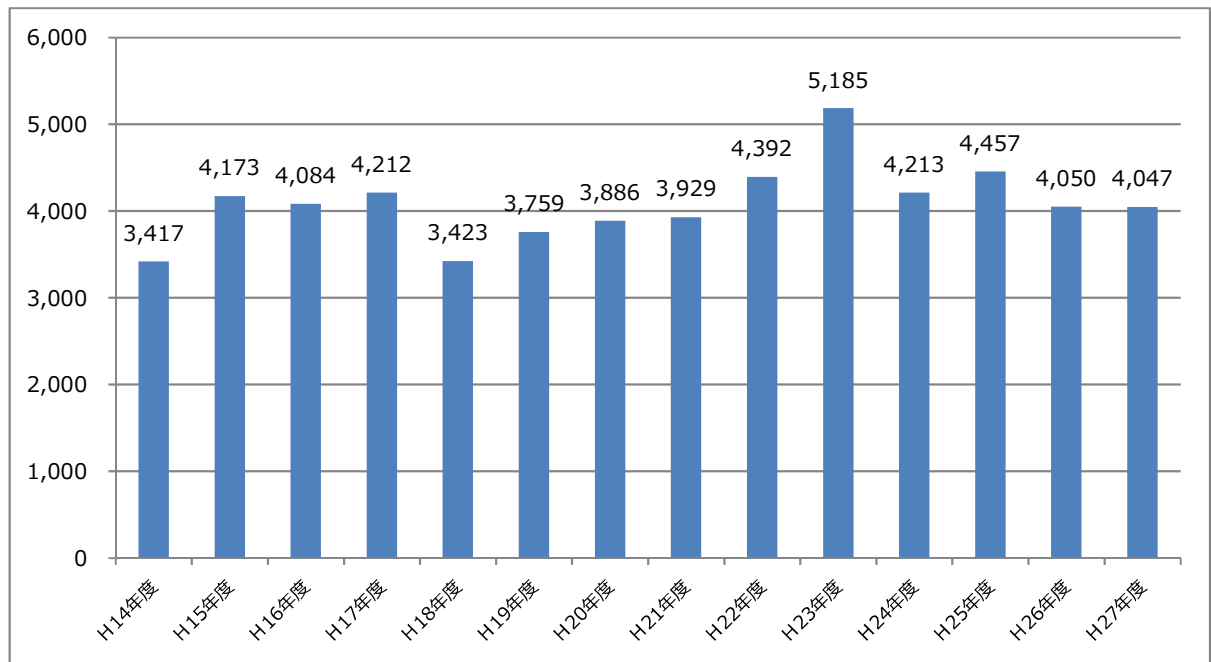
（1）配偶者等からの暴力の相談等の状況

① 府配偶者暴力相談支援センターの相談状況

府では、配偶者暴力防止法に基づき、女性相談センター及び府内の6か所の子ども家庭センターに府支援センターを設置し、相談などの被害者支援を行っています。

府支援センターが設置された平成14年度の被害者本人からの相談は3,417件でしたが、平成27年度には4,047件となっています。

府支援センターで受けた相談件数（本人からの相談件数）

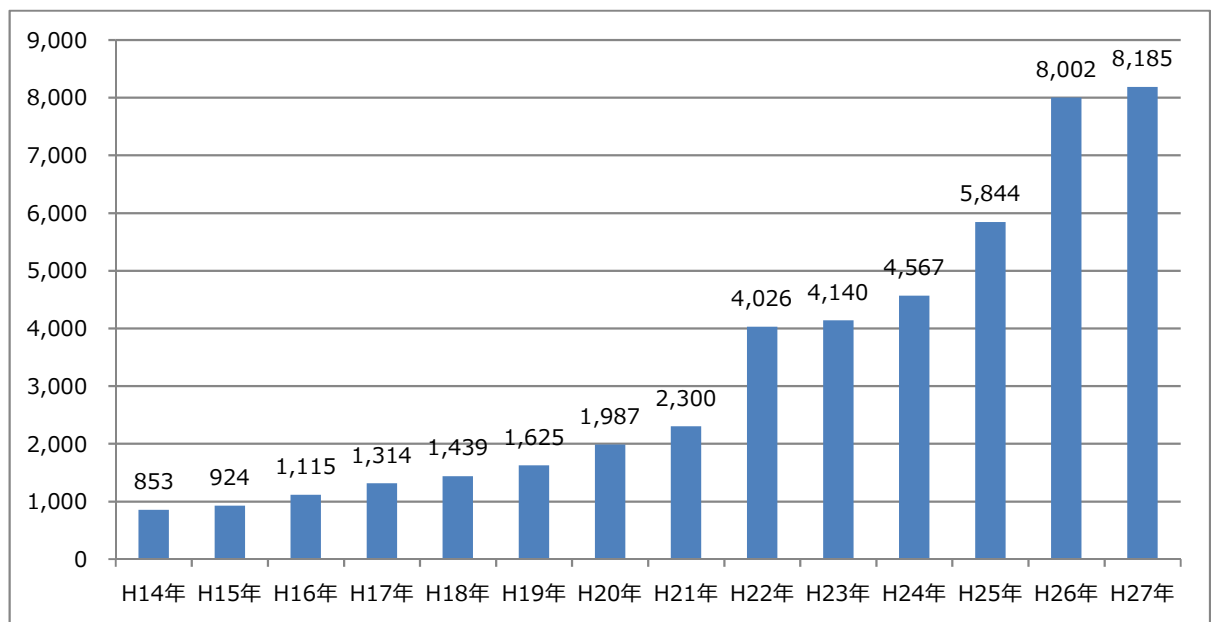


資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査

② 警察の相談状況

平成 14 年に、警察が受理した配偶者からの暴力に関する相談件数は 853 件でしたが、その後毎年増加を続け、平成 22 年には 4,026 件となりました。さらに、平成 27 年には、約 2 倍の 8,185 件となっています。

大阪府警察で受理した相談件数



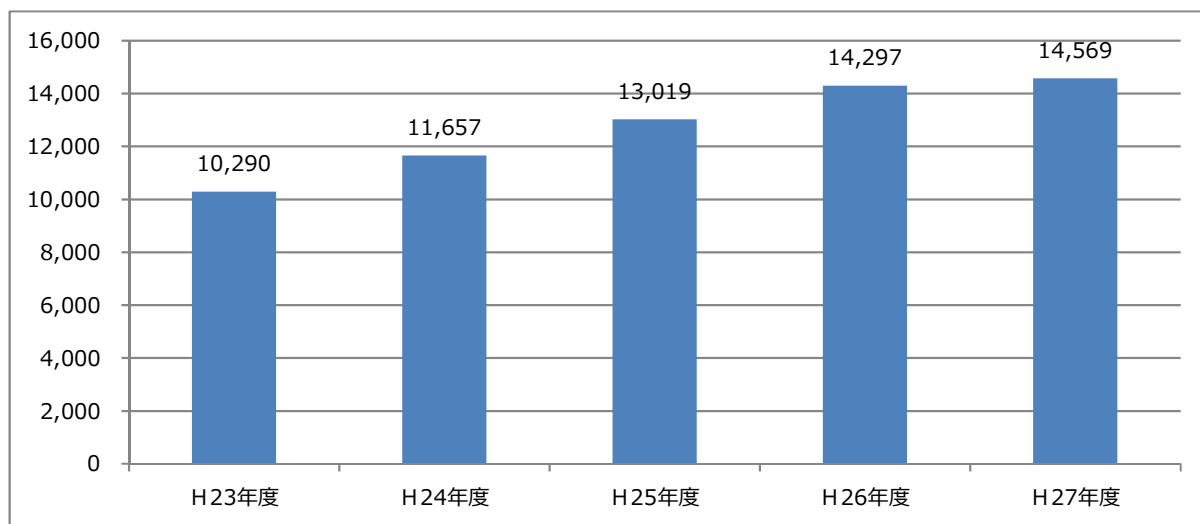
(注) 府警察の集計は 1 月～12 月の年次集計

資料出所：大阪府警察本部調べ

③ 市町村の相談状況

府内市町村における配偶者等からの暴力に関する相談件数は、平成 23 年度は 10,290 件でしたが、平成 27 年度は 14,569 件と増加しています。

府内市町村で受けた相談件数

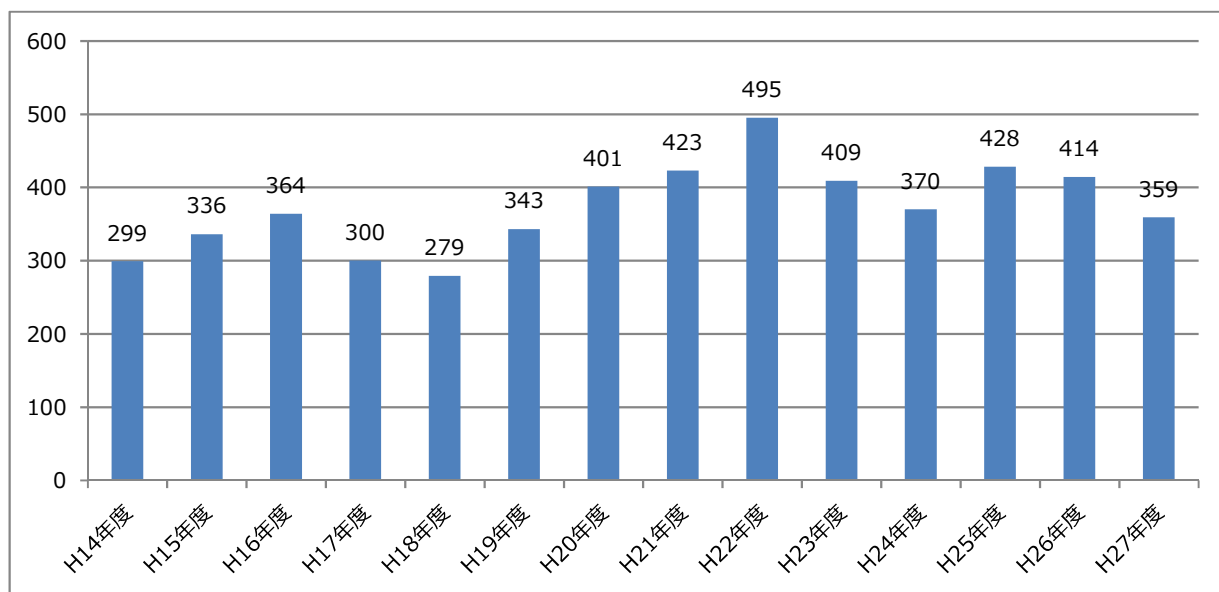


資料出所：大阪府福祉部子ども室調べ

(2) 一時保護の状況

一時保護の件数は、平成 22 年度には 495 件まで増加しましたが、平成 27 年度は 359 件に減少しています。

府内における配偶者等からの暴力を原因とする一時保護件数



資料出所：大阪府女性相談センター調べ

(3) 大阪地方裁判所管内における保護命令^(*)の状況

大阪地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から平成 28 年 3 月末までに合計 3,419 件で、全国で最多となっています。

○ 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等（平成 13 年 10 月～平成 28 年 3 月末）

新受件数	既済件数	認容（保護命令件数）	却下	取下げ等
4, 0 3 3	4, 0 2 0	3, 4 1 9	1 0 9	4 9 2

○ 保護命令件数の内訳

(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合	
①接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	2 6 5
②接近禁止命令・退去命令	3 5 7
③接近禁止命令・電話等禁止命令	3 3 0
④接近禁止命令のみ	5 1 9
⑤退去命令のみ	5
⑥電話等禁止命令（事後発令）	0
(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合	
①被害者への接近禁止命令と同時	1 7 9
②事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	0
(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合（（2）以外）	
①被害者への接近禁止命令と同時	1, 6 3 2
②事後的な子への接近禁止命令	6
(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（（2）以外）	
①被害者への接近禁止命令と同時	1 2 0
②事後的な親族等への接近禁止命令	6
認容（保護命令発令）件数	3, 4 1 9

○ 【参考】保護命令発令件数の状況

〔平成 13 年 10 月～平成 28 年 3 月末（累計）〕

1 大阪府（3,419 件） 2 北海道（1,719 件） 3 東京都（1,561 件）

〔平成 27 年〕

1 大阪府（287 件） 2 北海道（118 件） 3 兵庫県（107 件）

資料出所：最高裁判所調べ

(4) 配偶者等からの暴力を受けた経験

平成 26 年度の府民意識調査によると、配偶者等から身体的暴力を受けた経験がある人の割合は 18.5%（女性 21.2%、男性 15.0%）、精神的暴力を受けた経験がある人の割合は 23.3%（女性 22.8%、男性 23.8%）、性的暴力を受けた経験がある人の割合は 9.1%（女性 13.3%、男性 3.8%）となっています。

第3 施策体系

柱立て	基本方針	具体的取組
1 配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成	(1)配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	①府民への啓発 ②医療・保健関係者への周知 ③福祉・教育関係者への周知 ④企業・団体関係者への周知 ⑤暴力を予防・防止するための啓発・教育 ⑥人権啓発の推進
2 安心して相談できる体制の充実	(1)府支援センター・警察における相談体制	①府支援センターにおける相談対応 ②警察における相談対応
	(2)市町村における相談体制	①身近な地域における相談窓口の充実支援 ②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
	(3)被害者の状況に配慮した相談機能の充実	①子どもへの対応 ②障がい者、高齢者への配慮 ③外国人への配慮 ④LGBT などの性的マイノリティへの配慮 ⑤男性への対応 ⑥法律相談窓口の情報提供
3 緊急かつ安全な保護の実施	(1)一時保護に係る体制の充実	①女性相談センターにおける取組 ②警察における取組 ③広域連携による取組
	(2)保護命令への対応	①保護命令に対する適切な対応 ②子ども等の安全の確保
4 自立への支援の充実	(1)継続的な自立支援の実施	①生活に関する支援 ②子どもとともに生活する被害者への支援 ③就業に関する支援 ④住宅の確保に関する支援 ⑤法律相談の実施 ⑥被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ⑦子どもへの支援 ⑧被害者等に係る情報の保護 ⑨住民基本台帳の閲覧等の制限等 ⑩関係機関の連携強化等
5 関係機関、団体等との連携の促進等	(1)関係機関による連携体制の強化	①関係機関による連携体制の強化等
	(2)市町村基本計画の策定と市町村支援	①市町村基本計画の策定・充実に向けた支援
	(3)民間団体との連携	①民間団体との連携
	(4)苦情への適切な対応	①苦情への適切な対応
	(5)調査研究の推進等	①調査研究の推進等

第4 施策の基本方針

1 配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成

(1) 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発

基本的な考え方

配偶者等からの暴力を許さない社会を実現するためには、配偶者等に暴力を振るうことは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であること、配偶者等からの暴力が、配偶者等の間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題であることについて、広く理解を促す必要があります。

府では、相談窓口を記載したカードやリーフレットの配布、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発イベントの実施等により、啓発を進めてきました。

平成 26 年に実施した府民意識調査によると、配偶者等からの暴力の相談窓口として認知されている割合は、「警察」は 73.1%、「配偶者暴力相談支援センター」は 16.4%となっており、相談窓口としての「配偶者暴力相談支援センター」の周知が求められています。

また、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者や、民生委員・児童委員等の福祉関係者、教育関係者などに対し、配偶者等からの暴力に関する知識を普及し、理解を深めることにより、配偶者等暴力の被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

さらに、配偶者等からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を進めるとともに、交際相手からの暴力を予防するため、若年層を対象にした啓発などを推進する必要があります。

具体的取組

① 府民への啓発

府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者等からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、普及啓発を実施します。

特に、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）^(*)には、「パープルリボンキャンペーン^(*)」を行うなど、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動を強化します。

実施にあたっては、配偶者等への暴力は人権侵害であり、犯罪にもなるということを、改めて府民に周知するとともに、SNSの悪用事例など配偶者等への暴力に関係する最新事例や注意事例なども情報提供し、府民への啓発に努めます。

② 医療・保健関係者への周知

配偶者暴力防止法では、医療・保健関係者が業務を行うにあたって配偶者等からの暴力被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされています。

被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健

師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等）が、配偶者等からの暴力被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、適宜、「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の改訂やマニュアルの定期的な研修を実施します。

③ 福祉・教育関係者への周知

地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者等からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。また、日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や幼稚園、保育所等における対応が重要です。このため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者、教職員、スクールカウンセラー^(*)、スクールソーシャルワーカー^(*)等の専門家や保育士等の保育関係者に対して、配偶者等からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。

④ 企業・団体関係者への周知

労働者が職場（企業・団体等）でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者等や子どもへの暴力に転化する可能性も考えられることから、管理職研修や労務研修の中で配偶者等の暴力に関する研修を行うことや男性相談窓口を案内することなど、配偶者等からの暴力防止に向けた取組が企業・団体等でも進むよう、企業・団体関係者に働きかけます。

⑤ 暴力を予防・防止するための啓発・教育

子どもの人権尊重やエンパワメント^(*)を図る教育・学習の充実を通じて、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育庁が作成した「こどもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけます。

また、交際相手からの暴力を防止するため、府教育庁と連携し、予防啓発リーフレットや指導用手引を添付した予防啓発DVDの活用を学校に働きかけるとともに、啓発・教育に携わる教員に対する資質・技能の向上に向けた取組を進めます。そして、適宜、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の改訂やマニュアルの定期的な研修を実施します。

⑥ 人権啓発の推進

「ゆまにてなにわ」など人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者等に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高めます。

2 安心して相談できる体制の充実

(1) 府支援センター・警察における相談体制

基本的な考え方

府支援センターは、被害者に対し、電話、来所及び必要に応じて相談員の出張による相談対応、自立に向けた支援を行っています。その中でも女性相談センターは、これらに加え、医師による診察、心理職によるカウンセリングや援助、被害者及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設^(*)の入退所決定等を行っており、配偶者等からの暴力に関する各種の被害者支援の中核としての役割を担っています。女性相談センターは、平成 21 年 10 月に、交通の利便性の高い府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）に移転するとともに、この間、被害者、同伴して保護される被虐待児童など緊急性・要保護性の高い事案に対して専門性を発揮して迅速かつ適切に対応できるよう、ケースワーカーを増員するなど、体制の強化を図ってきたところです。

また、警察では、通報等により配偶者等からの暴力が行われていると認めるときには、被害の拡大防止等必要な警察措置を講じるとともに、被害者からの相談に応じ、助言、指導等の援助を行っています。平成 27 年に、警察で受理した配偶者からの暴力に関する相談件数は、8,185 件であり、平成 13 年の配偶者暴力防止法の施行以降、毎年増加しています。

警察や市町村での相談が増加するなか、被害を潜在化させず、また、適切な支援につなげていくためにも、府支援センター、警察、身近な市町村及び市町村設置の配偶者暴力相談支援センターが相互に連携協力することにより、地域で適切な相談が受けられる体制づくりを進めることが必要です。

具体的取組

① 府支援センターにおける相談対応

府支援センターは、配偶者等からの暴力被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、引き続き専門的・広域的な支援の役割を担います。そして、相談窓口としての府支援センターの周知に引き続き努めます。

また、配偶者等からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、24 時間 365 日被害者からの電話相談に対応するなど、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。

② 警察における相談対応

相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害^(*)が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応や被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対して配偶者等からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を引き続き、実施します。

(2) 市町村における相談体制

基本的な考え方

市町村では、女性相談や住民相談の窓口において、被害者からの相談を受け付けています。平成 20 年の法改正で、市町村は市町村の適切な施設において支援センター機能を果たすことが努力義務として規定されたことにより、平成 23 年に吹田市、大阪市、平成 24 年に堺市、平成 25 年に枚方市、平成 27 年に茨木市において支援センター機能が整備されました。住民に身近な市町村において、適切に相談を受けることができる体制整備が求められています。

具体的取組

① 身近な地域における相談窓口の充実支援

府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向け研修を実施します。

また、困難な事案への対応等について、市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援します。

② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターの周知度向上を図るための取組を行うよう働きかけます。

(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

基本的な考え方

一時保護を実施した被害者の約 6 割が子どもを同伴しています（平成 27 年度の配偶者等から暴力を原因とする一時保護 359 件中同伴児童のあったものは 202 件）。配偶者等からの暴力は、直接子どもに向けられた暴力でなくても、それを間近で見たり聞いたりする子どもに対して著しい心理的外傷を与えるとされています。また、子ども自身が直接暴力を受けている場合もあります。児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待に当たることが明記されており、児童相談所と緊密に連携し、子どもの保護やケアに努める必要があります。

また、被害者には、外国人や障がい者、高齢者、LGBT をはじめとする性的マイノリティの^(*)方、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている方なども含まれていることから、被害者の状況に配慮した相談対応が必要です。

男性については、平成 26 年に実施した府民意識調査において、配偶者等から身体的暴力を受けた経験のある者の割合は 15%、精神的暴力を受けた経験のある者の割合は 23.8%となっています（注）。男性被害者についても府支援センターが相談を行っていますが、既存の各種の相談窓口の活用をはじめ、男性被害者が相談しやすい環境づくりも課題となっています。（注）重複を含む

具体的取組

① 子どもへの対応

配偶者等からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもへのケアや支援が求められており、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り、必要に応じて継続的な支援を行います。

児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、状況に応じて、虐待通告を行うなど子どもが安全で安心した生活ができるよう支援を行います。

また、児童相談所が児童虐待への対応を通じて、配偶者等への暴力を発見する場合もあることから、児童相談所と府支援センターの連携を強化します。

なお、相談窓口の設置が特にデートDV防止には役立つことから、学校におけるスクールセクシュアルハラスメントに対応する窓口設置の取組を進めます。

② 障がい者、高齢者への配慮

相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行います。

また、被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課に適切につなぐとともに、被害者の特性に応じた配慮について、研修内容を工夫するなど相談担当者の認識を深める取組を実施します。

③ 外国人への配慮

府支援センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。

また、女性相談センターでは、トリオフォン^(*)による電話相談を引き続き行います。

在留資格相談や生活相談など外国人からの相談等に幅広く対応する相談窓口の職員等を対象とした、配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。

④ LGBT など性的マイノリティへの配慮

いわゆる LGBT など性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他都道府県事例等を注視しながら、今後、検討を進めます。

⑤ 男性への対応

市町村の市民相談窓口や、民間団体等において主として男性からの相談を多く受けている窓口における相談の中には、配偶者等の暴力の男性被害者への対応が求められることもあることから、平成 23 年度の「DV 等に関する男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム事業」の成果を活用し、適切な対応が図られるよう働きかけます。また、男性相談員による男性の為の電話相談を実施するとともに、国の「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書に基づく国の動向等を注視しつつ、適切な対応が図られるよう働きかけます。

⑥ 法律相談窓口の情報提供

配偶者等からの暴力による被害者が支援を求めようとする際、今後の見通しについての情報がないと、最初の第一歩が踏み出せない可能性が考えられることから、弁護士会の無料電話相談などのサービスについて、引き続き、より一層の周知に努めます。

3 緊急かつ安全な保護の実施

(1) 一時保護に係る体制の充実

基本的な考え方

府では、被害者や同伴する家族の一時保護は、女性相談センター（一時保護所）のほか、17か所の社会福祉施設や民間シェルター^(*)に委託して実施しています。平成27年度は359件（うち社会福祉施設等に委託275件）の一時保護を実施しました。

今後も、府支援センターや警察、市町村などの関係機関が連携しながら、緊急に保護を必要とする被害者に対して、安全で安心な保護が受けられるような体制を充実させていく必要があります。

具体的取組

① 女性相談センターにおける取組

夜間等の緊急的な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、一時保護所の安全の確保に努めます。

同伴する子どもの一時保護の受入れに当たっては、児童相談所と密接に連携し、適切な支援を行います。

また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取り組めます。

障がい、高齢等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけでなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課と連携し、適切な保護施設を検討します。また、男性被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先施設を確保します。

一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう7ヶ国語（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語）で作成した資料の活用を図ります。

② 警察における取組

警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者等からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行います。

③ 広域連携による取組

加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」（平成19年7月）が行われています。この申合せに基づき、今後も、都道府県間の婦人相談所^(*)の連携、情報の共有、一時保護所等への同行支援、被害者への支援、一時保護の費用負担を適切に行います。また、広域連携を進める中で、課題認識の共有に努めます。

(2) 保護命令への対応

基本的な考え方

大阪地方裁判所管内で発令された平成 27 年の保護命令件数は 287 件で、全国で最多の状況です。

被害者の危険は保護命令の発令直後に高まる場合が多く、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。

具体的取組

① 保護命令に対する適切な対応

府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行います。

② 子ども等の安全の確保

民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者、学校や幼稚園等の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や保育士等の保育関係者に対して、配偶者等からの暴力の特性、子ども等親族の安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。

4 自立への支援の充実

(1) 継続的な自立支援の実施

基本的な考え方

被害者に対しては、配偶者暴力防止法による一時保護等を通じて、当面の安全を確保した上で、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等の情報の管理に留意しつつ、生活の支援、就業の機会の確保、住宅の確保、同伴児童の就学など、複数の課題を解決しながら、自立した生活につなげていく必要があります。また、被害者が自立した生活を送るためには、配偶者等からの暴力により心身に受けたダメージからの回復が不可欠です。併せて、同伴する子どもの心理的安定が被害者の自立生活にあたって重要な要素となることから、子どもの心身の回復に向けた取組も必要です。

市町村では、福祉事務所等関係機関において被害者の自立に向けた支援を行っていますが、適切な支援が受けられるよう、府支援センターでは、公的制度などの社会資源の利用に関して、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他必要な援助を行ってきたところです。

課題解決にかかわる関係機関は民間シェルターなども含め多岐にわたることから、今後とも、それらの機関が認識を共有しながら、連携を図り、被害者の地域生活を継続的に支援することが必要です。

具体的取組

① 生活に関する支援

被害者に対し、生活保護制度等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続き、地域で活動する支援団体などについて情報提供を行います。

被害者から、医療保険や年金等に関する相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行い、適切な窓口を紹介します。

府支援センターは、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する各種証明書を発行します。

② 子どもとともに生活する被害者への支援

子どもとともに生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設^(*)の入所、児童扶養手当等の支給、母子・父子・寡婦福祉資金^(*)の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行います。

市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。

市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。

③ 就業に関する支援

被害者の状況に応じて、OSAKAしごとフィールドにおける関係支援機関と連携した就業支援や、公共職業訓練を行います。

また、被害者に対して情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）等、当該関係機関と連絡調整を行います。

府や指定都市及び中核市等が設置する母子家庭等就業・自立支援センター^(*)における就業相談等の活用について情報提供を行います。

④ 住宅の確保に関する支援

被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。

府営住宅に配偶者等からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。

市町が管理する公営住宅等についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者等からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。

⑤ 法律相談の実施

被害者を法律面から支援するため、一時保護中の被害者に対して、必要に応じて、配偶者等からの暴力事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。

また、大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談、日本司法支援センター（法テラス）^(*)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行います。

⑥ 被害者に対する医学的・心理学的な援助等

配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。

府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。

府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）において実施している面接相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。

⑦ 子どもへの支援

配偶者等からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもに対してカウンセリング等を実施します。また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取り組めます。

配偶者等からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもへのサポートを行います。また、市町村の家庭児童相談室において相談が受けられることについて情報提供します。

子ども家庭センター等においては、配偶者等からの暴力のため子どもに心理的な影響等がみられ、心理的なケア等が必要となった場合、関係機関と連携し、支援します。また、必要に応じて、転居先等の関係機関と連携を図り、継続した支援に努めます。

被害者の子どもが安全に学校生活を送ることができ、適切な配慮が受けられるよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家に対して、配偶者等からの暴力の特性や子どもに配慮すべき事項、情報管理のあり方等についての周知に努めます。

⑧ 被害者等に係る情報の保護

被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報（マイナンバーを含む）の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。

⑨ 住民基本台帳の閲覧等の制限等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。

また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。

⑩ 関係機関の連携強化等

地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。

さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。

5 関係機関、団体等との連携の促進等

(1) 関係機関による連携体制の強化

基本的な考え方

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、府や市町村その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において連携して被害者支援に取り組む必要があり、これまでから、関係機関との会議等を通じて連携を図ってきたところです。

具体的取組

① 関係機関による連携体制の強化等

今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。個別のケースにおいても関係機関が連携して被害者の支援に取り組めます。

また、府域を越えて一時保護がなされる場合など広域的な対応が求められる場合があることなどを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。

(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援

基本的な課題

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進については、地域の実情を踏まえながら、きめ細かく実施する必要があり、府においては「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」を通じて、意見交換、情報提供などを行い、市町村と連携し、施策を推進してきたところです。

また、平成 20 年の法改正により、市町村基本計画の策定が進み、28 年 4 月現在、府内 40 市町村において基本計画が策定されているところです。

被害者に最も身近な行政主体である市町村において、相談窓口の設置、被害者に対する支援情報の提供、関係機関等との連絡調整等の推進など、基本計画の策定や基本計画の充実にに向けた検討が進められることが重要です。

具体的取組

① 市町村基本計画の策定・充実にに向けた支援

府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行うとともに、配偶者等からの暴力防止に向けた先進的な取組を情報収集し、市町村に提供します。

また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。

（３）民間団体との連携

基本的な考え方

府においては、配偶者暴力防止法の制定以前から配偶者等からの暴力の防止及び自立支援に取り組む民間団体と、必要に応じて連携を図ってきたところです。

また、府が実施する一時保護については、女性相談センターのほか、社会福祉施設や民間シェルターに委託して実施してきたところです。

さらに、民間シェルターを利用している被害者の心のケアを行うためのカウンセラー派遣事業などを実施してきたところです。

具体的取組

① 民間団体との連携

今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託するなど、連携を図るとともに、民間シェルターを利用している被害者に対し必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップのための研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。

また、ホワイトリボンキャンペーン^(*)など配偶者等への暴力をなくすための啓発活動を行っている民間団体の取組を情報収集します。

（４）苦情への適切な対応

基本的な考え方

府では、府民からの府政に対する要望や意見等を広く受け付け、業務の改善など府政への反映を検討するとともに、電話や電子メール等により回答するなど適切な対応を行っているところです。

また、府の施設等については、女性相談センター等の利用者に対するアンケート調査などを通じ意見を聴取し、必要に応じて業務改善に努めています。

具体的取組

① 苦情への適切な対応

相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。

（５）調査研究の推進等

基本的な考え方

府では、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進にあたり、府における配偶者等暴力の現状や府民の意識等の把握を行っています。

また、配偶者等からの暴力の防止に向けて、国が平成 27 年 12 月に閣議決定した「第 4 次男女共同参画基本計画」では、加害者更正の取組として加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において更正のためのよりの確な処遇の実施を検討することや、地域社会内での加害者更正プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討するとされています。また、平成 28 年 3 月には「配偶者等に対する暴力の加害者更正に係る実態調査研究事業」報告書を公表しましたが、今後、この報告書に基づく国の動向等を注視していく必要があります。

具体的取組

① 調査研究の推進等

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における配偶者等の暴力の現状や府民の意識、配偶者等の暴力が被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めます。

また、配偶者等からの暴力の防止に向けた加害者への対応については、国の動向なども注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。

数値目標

数値目標	現状値	目標値	参考・比較指標
配偶者・パートナー間における「平手で打つ」を暴力として認識する府民の割合	69.3% (H26 年度)	80%以上	59.6% (H27.3) 内閣府調査
配偶者・パートナー間において「友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、付き合いを制限したりする」を暴力として認識する府民の割合	—	70%以上	—
配偶者暴力相談支援センターの周知度	16.4% (H26 年度)	内閣府調査値を上回る	32.4% (H27.3) 内閣府調査
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定市町村数	40 市町村 (H28 年度)	全市町村	—
パープルリボンキャンペーンの実施市町村数	全市町村 (H27 年度)	全市町村	—
市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進	5 か所	10 か所	—

参考資料

- 1 用語解説
- 2 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置要綱
- 3 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク設置要綱
- 4 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議設置要領
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- 7 配偶者等からの暴力（DV）被害者支援のながれ
- 8 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談窓口一覧

用 語 解 説

性別による固定的な役割分担（P 1）

男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

配偶者暴力相談支援センター（P 2）

配偶者暴力防止法第 3 条に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保や一時保護、自立生活の促進のための情報提供や援助、保護命令制度の利用についての情報提供や援助を行う機関。

府では、女性相談センター及び府内 6 か所の子ども家庭センター（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）が配偶者暴力相談支援センターの役割を果たしている。また、大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市が配偶者暴力相談支援センターを設置している。

女性相談センター（P 2）

売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターに位置づけられており、府の配偶者暴力相談支援センターの中核機関である。女性の保護と自立支援を図るため、電話や来所による相談を行うとともに、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等を行っている。また、配偶者からの暴力の被害者の一時保護については、婦人相談所が自ら行つか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっている。

子ども家庭センター（P 2）

児童福祉法第 12 条に基づき設置される児童相談所。府には子ども家庭センターが 6 か所（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）あり、子どもや家庭に関する相談、概ね 25 歳までの青少年に関する相談などを行っている。また、配偶者暴力防止法第 3 条に基づく配偶者暴力相談支援センターの役割を果たしており、配偶者からの暴力に関する相談を行っている。

なお、大阪市と堺市には、それぞれの市域を所管する児童相談所として、「大阪市こども相談センター」、「大阪市南部こども相談センター」、「堺市子ども相談所」がある。

一時保護（P 2）

被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項及び第 4 項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。大阪府では、配偶者暴力防止法に基づく一時保護は、女性相談センターが行っている。

保護命令（P 7）

配偶者暴力防止法第 10 条により、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して発する命令。

保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。「保護命令」に違反した者には、罰則として、1 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金が科せられる。

女性に対する暴力をなくす運動（P 9）

配偶者等からの暴力や性犯罪等女性に対する暴力をなくすため、国では、毎年 1 1 月 1 2 日から 1 1 月 2 5 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体や関係団体等と連携、協力して、意識啓発などの取組を行っている。

パープルリボンキャンペーン（P 9）

世界を子どもや暴力の被害者にとってより安全なものとするを目的として、1994 年に、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で生まれたもの。

紫色のリボンであれば具体的にどのようなものであってもよく、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができ、個人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、40 か国以上に広がっている、国際的なネットワークに発展した草の根運動。

スクールカウンセラー（P 1 0）

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教員へのアドバイス等を行う、学校に配置されている臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー（P 1 0）

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

エンパワメント（P 1 0）

人の持っている潜在能力を引き出し、自ら問題解決できるような力をつけること。

婦人保護施設（P 1 1）

売春防止法第 36 条に基づき設置される施設。もともとは売春を行うおそれのある女性を收容保護する施設であったが、現在では家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性や配偶者からの暴力の被害者の保護や自立支援を行っている。

二次的被害（P 1 1）

配偶者等からの暴力の被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲の人々の不適切な言動によって、更に傷つけられること。

性的マイノリティ（P 12）

性的少数者。性的指向において少数派とされる同性愛者、両性愛者。また、性同一性障がい者やインターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人々を含む総称として用いている。

トリオフン（P 13）

3者で通話できる電話機のこと。大阪府女性相談センターでは、トリオフンを活用し、外国語が話せる相談員とセンターの相談員、相談者の3者が相互に通話することにより、日本語による意思疎通が困難な外国人の相談を受けている。

民間シェルター（P 15）

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。

婦人相談所（P 15）

売春防止法第34条に基づき設置される施設。もともとは売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、現在は婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じるとともに、配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている。

母子生活支援施設（P 17）

児童福祉法第38条に基づき設置される施設。配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設。

母子・父子・寡婦福祉資金（P 17）

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条により、ひとり親家庭等の経済的自立を図るための用途（子の修学や就学支度、親自身の技能習得や転宅など）のための資金。

母子家庭等就業・自立支援センター（P 18）

母子家庭等の自立支援を図るため、都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う事業。

日本司法支援センター（法テラス）（P 18）

総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施する。愛称は法テラス。

ホワイトリボンキャンペーン（P 21）

女性に対する暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な運動。1991年にカナダで始まり、世界60か国以上に取組が広がっている。「女性への暴力を選ばない」、「対等な存在として、女性を尊重する」という男性の意志を全世界に向けて広げていこうとしている。

大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置要綱

第1条 設 置

女性に対する暴力について、関係する機関が相互に連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、防止から被害者対策までの総合的な施策を効果的に実施するため、大阪府「女性に対する暴力」対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

第2条 定 義

女性に対する暴力とは、女性に対して身体的、性的若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買売春、つきまとい行為等をいう。

第3条 検討事項

会議は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 女性に対する暴力問題に関わる機関相互の連携のあり方について
- (2) 女性に対する暴力問題に関する当面の対策及び中長期的課題について
- (3) その他必要な事項について

第4条 構 成

- (1) 会議は、会長及び委員で構成し、委員は別表（１）に掲げる者を充てる。
- (2) 会長は、府民文化部長をもって充てる。
- (3) 会議に、実務者会議座長及び別表（２）に掲げる課等の職員のうち、当該課等の長が指定する者（以下「実務者」という。）で構成する実務者会議を置く。
- (4) 実務者会議座長は、府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

第5条 会 議

- (1) 会長は、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- (3) 実務者会議座長は、必要に応じて実務者会議を招集する。
- (4) 実務者会議座長は、必要に応じて実務者以外の者に対して実務者会議への出席を求めることができる。

第6条 庶 務

会議の庶務は、府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

第7条 その他

この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則	この要綱は、平成12年	9月26日から施行する。
附 則	この要綱は、平成13年	4月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成13年	8月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成14年	8月29日から施行する。
附 則	この要綱は、平成14年	11月12日から施行する。
附 則	この要綱は、平成16年	6月 8日から施行する。
附 則	この要綱は、平成17年	4月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成18年	4月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成20年	4月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成21年	4月 1日から施行する。
附 則	この要綱は、平成21年	12月17日から施行する。
附 則	この要綱は、平成22年	4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成２３年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２６年 ４月 １日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成２８年 ４月 １日から施行する。

別表（１）

政策企画部	青少年・地域安全室	治安対策課長 青少年課長
府民文化部	人権局	人権企画課長 男女参画・府民協働課長
福祉部	地域福祉推進室	社会援護課長 障がい福祉室 障がい福祉企画課長 高齢介護室 介護支援課長 子ども室 家庭支援課長 女性相談センター所長 中央子ども家庭センター所長
健康医療部	保健医療室	保健医療企画課長 地域保健課長 地域保健課長が指定する保健所長 こころの健康総合センター所長
商工労働部	雇用推進室	労政課長 総合労働事務所長
教育庁	教育振興室	高等学校課長 支援教育課長 市町村教育室 小中学校課長
警察本部	総務部	府民応接センター所長 生活安全部 生活安全総務課長

別表（２）

政策企画部	青少年・地域安全室	治安対策課 青少年課
府民文化部	人権局	人権企画課 男女参画・府民協働課
福祉部	地域福祉推進室	社会援護課 障がい福祉室 障がい福祉企画課 高齢介護室 介護支援課 子ども室 家庭支援課 女性相談センター 中央子ども家庭センター
健康医療部	保健医療室	保健医療企画課 地域保健課 地域保健課長が指定する保健所 こころの健康総合センター
商工労働部	雇用推進室	労政課 総合労働事務所
教育庁	教育振興室	高等学校課 支援教育課 市町村教育室 小中学校課
警察本部	総務部	府民応接センター 生活安全部 生活安全総務課

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク設置要綱

第1条 設 置

配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るため、大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2条 定 義

配偶者等からの暴力とは、夫・妻・パートナー等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力など)をいう。

第3条 検討事項

連絡会は、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する相互の連携
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する情報交換
- (3) その他必要な事項について

第4条 構 成

- (1) 連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 連絡会に議長を置き、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

第5条 連絡会

- (1) 議長は、必要に応じて連絡会を招集する。
- (2) 議長は、必要に応じて構成員以外の者に対して連絡会への出席を求めることができる。

第6条 庶 務

連絡会の庶務は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

第7条 その他

この要綱で定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、議長が定める。

附	則	この要綱は、平成19年	2月	2日から施行する。
		この要綱は、平成20年	4月	1日から施行する。
		この要綱は、平成21年	2月19日	から施行する。
		この要綱は、平成21年	4月	1日から施行する。
		この要綱は、平成21年	9月25日	から施行する。
		この要綱は、平成22年	4月	1日から施行する。
		この要綱は、平成23年	4月	1日から施行する。
		この要綱は、平成23年	7月11日	から施行する。

(別 表)

【行 政】(9)

大阪府	府民文化部男女参画・府民協働課 福祉部子ども室家庭支援課 福祉部大阪府女性相談センター
大阪府警察	生活安全部府民安全対策課
大阪市	市民局市民部男女共同参画課
堺市	市民人権局男女共同参画推進課 子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
大阪法務局	人権擁護部
大阪地方検察庁	総務部

【関係団体】(6)

(社)大阪府医師会
(社)大阪府看護協会
(財)大阪府人権協会
大阪弁護士会
日本司法支援センター大阪地方事務所(法テラス大阪)
日本労働組合総連合会大阪府連合会

【被害者支援団体】(4)

19団体

大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議設置要領

(設 置)

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進するため、大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 会議は、次の者で構成する。

- (1) 大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課長、福祉部子ども室家庭支援課長
- (2) 府内市町村 男女共同参画施策を担当する課長、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を担当する課長

(議 長)

第3条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

(会 議)

第4条 議長は、必要に応じて会議を招集する。

- 2 議長は、必要に応じて第2条に規定する者以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要領は、平成17年5月11日から施行する。

この要領は、平成21年4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年1月 3日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害

を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五

歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項

並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
基本的な方針（概要）**

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 平成26年10月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等の内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医

学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あつせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請

求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要であ

る。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）

が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

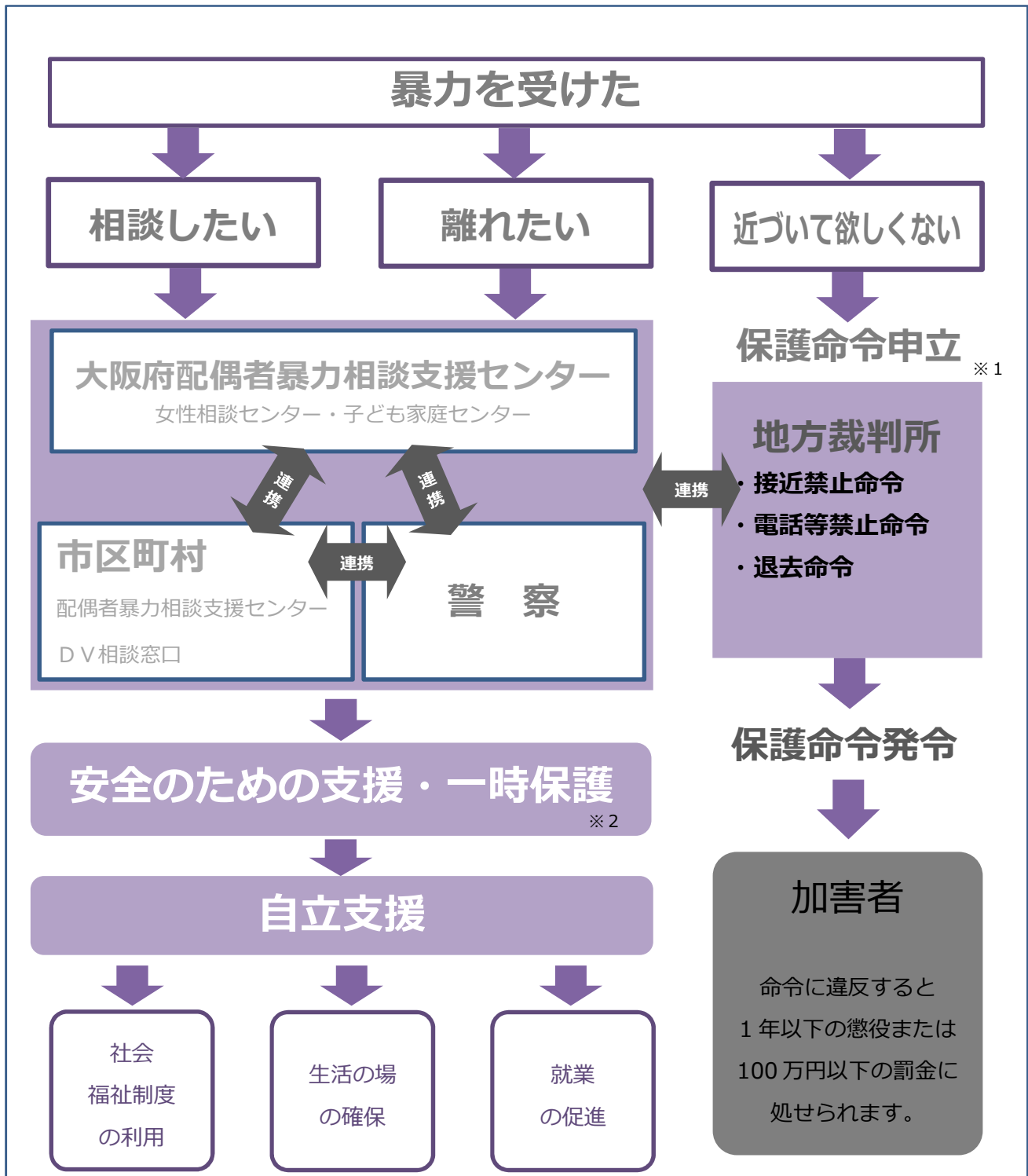
(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直す必要がある。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

配偶者等からの暴力（DV）被害者支援のながれ



※ 1 保護命令について

地方裁判所に申し立てると加害者に対し保護命令が出されます。

更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

種類) 被害者への接近禁止命令、被害者の子・親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令

※ 2 一時保護について

配偶者暴力防止法に基づく一時保護は、女性相談センターが行います。

配偶者等からの暴力（ＤＶ）に関する相談窓口一覧

大阪府内の配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号	相談受付時間
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX) 06-6940-0075 (相談専用)	9:00～20:00 祝日・年末年始を除く
【夜間・祝日ＤＶ電話相談】	06-6946-7890 (FAX) 06-6940-0075 (相談専用)	上記以外の時間
【外国人専用電話】 (大阪府外国人情報コーナートリオフオン利用)	06-6949-6181	9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277	9:00～17:45 土・日・祝日・年末年始を除く
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012	
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049	
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077	
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065	
大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794	
大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100	9:30～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く
堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943	9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
すいたストップＤＶステーション (ＤＶ相談室)	06-6310-7113	9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
枚方市配偶者暴力相談支援センター (「ひらかたＤＶ相談室」)	050-7102-3232	9:00～17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	9:00～17:00 日・祝日・年末年始を除く

最寄りの警察署や市区町村ＤＶ相談窓口も、配偶者等からの暴力に関する相談に応じています。

緊急時は１１０番へ。



府民文化部 男女参画・府民協働課 平成29年3月

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49

TEL 06-6210-9321

FAX 06-6210-9322